

特別史跡基肄城跡保存整備工事（遊歩道整備）のお知らせ

問 教育学習課 ふるさと歴史のまち推進係 ☎ 92-2200

特別史跡基肄城跡の坊住北礎石群と中ノ尾礎石群を繋ぐ遊歩道（下図の位置）の保存整備工事を実施します。

この期間、遊歩道の一部が立入禁止となります。また、工事資材等の運搬は散策者も通行できる遊歩道を利用します。

工事においては十分に注意致しますが、通行される際はご注意ください。

ご不便をおかけしますがご協力の程、何卒、宜しくお願いいたします。

▽工事場所 基肄城跡 遊歩道

※詳細は現地に設置する工事看板でお知らせいたします

▽工期 令和7年10月上旬から令和8年3月下旬まで

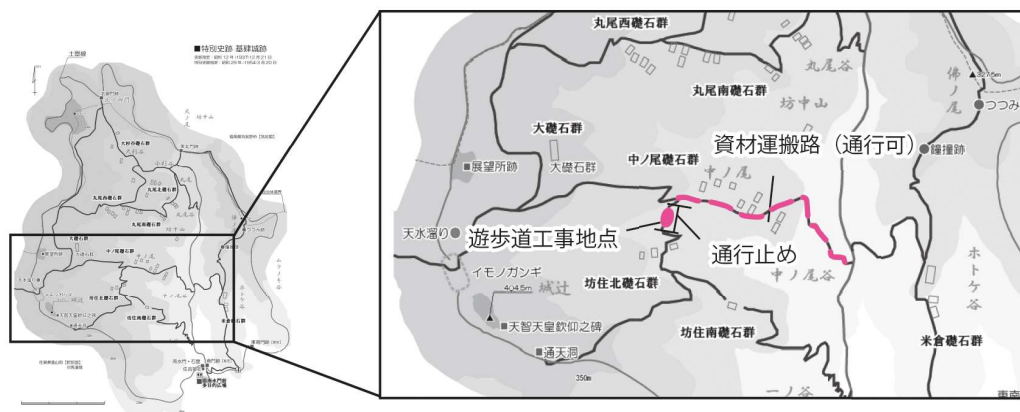
通行制限の場所や期間等については、工事の工程により

▽工事内容

変更となる場合がありますので、町のホームページや現地に

・階段を設置して安全に通行できるようにします。

に設置する工事看板等でお知らせいたします。



頑張る事業者を応援する補助金公募のご案内

「令和7年度産業振興団体活性化支援補助金事業」

問 農林課 農林係 ☎ 92-7945

本補助金は、自らの利益の拡大により基山町の産業の振興を図り、地域社会に貢献すると認めた産業団体等に対して、事業者自らの発案による事業を支援し、基山町の産業振興を図る目的で実施するため、予算の範囲内において補助金を交付するものです。今回は、農業用機械等の共同化や農業支援サービス事業を新たに募集いたします。詳細要件等は基山町役場農林課までお問合せください。

▽公募期間 10月15日（水）～10月31日（金）

▽事業実施期間 交付決定日～令和8年3月31日（火）

▽募集事業区分・対象要件・補助概要

事業区分	対象要件	補助概要
A-2 事業	共同で利用する農業用機械、施設若しくは設備等の導入する事業	・補助対象者は、団体（定款または規約及び会計を有するもの）、任意の団体（3以上の連名）のいずれかです。 ・補助事業者は、町内に事業所等を有する者とします。 ・新規導入または生産性向上を伴う事業が対象となり、既存の機械等を同規模の機械等への単純更新は対象外となります。 ・事業の申請後、基山町産業振興補助金審査委員会で審査及び審議され、補助対象の可否が認定されます。 ・予算の範囲内において補助金を交付します。 ・申請のあった事業について、国または県に対象となる補助事業があるときは、補助の対象となりません。 ・事業申請には要件等があります。詳しくは、担当課までお問合せください。 ・令和8年3月31日までに、事業を完了（機械等購入した場合は、支払まで完了していること。）し実績報告書が提出できること。（補助金が概算払で支払われた場合は、翌年度の4月30日）
	基山町の農地を対象とした農業支援サービス事業	

▽補助金額等、補助率

・補助金額の下限 10万円 ・補助金額の上限 100万円 ・補助率 1/2 以内

※補助金交付要綱や申請書の様式等は農林課にあります。また、基山町ホームページからもダウンロードできます。